

地区連合町内会長 各位

港北区役所地域振興課長

岸本 弘之

第34期横浜市スポーツ推進委員 委嘱数について

梅雨の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、区政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、各地区でご活動いただいております、第33期横浜市スポーツ推進委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となります。

スポーツ推進委員は自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から1名を推薦いただいております。ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することが出来るものとしており、地区内で人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長とご相談いただいた上でご推薦いただいております。そのため、第34期の正式な推薦依頼に先立ちまして、各地区のスポーツ推進委員委嘱数について、照会をさせていただきます。

各地区スポーツ推進委員連絡協議会と協議をしていただき、別紙調査票にてご回答くださいますよう、お願いいたします。

1 添付資料

調査票 1枚

2 回答期限

令和4年7月21日（木）

3 提出方法

FAX、メール、もしくは直接窓口にお持ち込みいただいております。

【担当】 港北区役所地域振興課生涯学習支援係 すがの 菅野

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1

TEL : 045-540-2238 : FAX 045-540-2245

E-mail : ko-sports@city.yokohama.jp

# 調査票見本

## 第34期 スポーツ推進委員 委嘱定数 調査票

【●●地区】

現委嘱数	第34期 希望委嘱数
● 人	<input type="checkbox"/> 現委嘱数と同数 <input type="checkbox"/> ____人の（ 増員 ・ 減員 ）を希望する  ※いずれかにチェックをお願いします。

※増員・減員を希望する場合、理由のご記入をお願いします。

理由	

※7月21日（木）までにご回答をお願いいたします。

港北区地域振興課 菅野宛

【FAX】540-2245

## 横浜市スポーツ推進委員の職務概要

### 1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

### 2 スポーツ推進委員の主な事業

#### 地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

#### 市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
  - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
  - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
  - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
  - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
  - ② 地域の指導者として必要な研修事業
  - ③ 横浜マラソン・世界トライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
  - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

---

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
  - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
  - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
  - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-